

船舶インシデント調査報告書

令和7年5月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和6年7月20日 13時15分ごろ
発生場所	兵庫県姫路港網干 ^{あぼし} 第1区 網干防波堤灯台から真方位095° 190m付近 （概位 北緯34° 46.1′ 東経134° 36.5′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{いちごう} 一號は、航行中、船外機が停止して始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和6年8月26日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 一號、5トン未満（長さ6.86m） 291-30991兵庫、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力147.1kW、回転数毎分5,550、6気筒、ボア94.0mm、使用燃料ガソリン、機関製造年月日不詳、平成3年4月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、釣りを終えて帰航中、船外機が停止した。 船長は、船外機を始動しようとしたところ、セルモーターは回るものの始動しなかったので自力での航行を諦め、同乗者が海上保安部に救助を要請した。 本船は、来援した巡視艇によりえい航されて出航地に戻った。 機関整備会社は、本インシデント後に船外機等を点検したところ、油水分離器内の燃料フィルター（以下単に「燃料フィルター」という。）がスラッジやゴミ等（以下「スラッジ等」という。）で目詰まりしていて、船外機に燃料が供給されなくなっていることを認めた。また、長年使用されている燃料油タンク底部にスラッジ等が溜ま^{たま}っていて、燃料供給管を通じて油水分離器の方へ流れ出ている状態を確認した。 本船は、令和3年7月に船内外機から船外機に換装されたが、船体に固定されていた燃料油タンクは交換されずに使用されていた。 船長は、本船を令和4年8月に中古で購入後、ふだん航行している際に異状を感じていなかったもので、燃料油タンク内や燃料フィルター

	の点検を行っていなかった。
分析	本船は、船長が、燃料油タンク内及び燃料フィルターの点検を行っていなかったことから、燃料油タンク底部に溜まったスラッジ等が油水分離器に流れ込んでいたことに気付かず、航行中、燃料フィルターがスラッジ等により目詰まりして、船外機に燃料油が供給されなくなったことで船外機が停止して始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。 本船の燃料油タンクは、令和3年7月に船内外機から船外機に換装される以前から使用されていたことから、燃料油タンク内にスラッジ等が堆積していて、燃料油と共に燃料供給管に吸い込まれ、油水分離器に流れ込んでいたものと考えられる。
原因	本インシデントは、船長が、燃料油タンク内及び燃料フィルターの点検を行っていなかったため、燃料油タンク底部に溜まったスラッジ等が油水分離器に流れ込んでいたことに気付かず、本船が航行中、燃料フィルターがスラッジ等により目詰まりして、船外機に燃料油が供給されなくなったことで船外機が停止して始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 小型船舶の船長は、油水分離器内の燃料フィルターを定期的に点検及び交換するとともに、燃料油タンク内のスラッジ等の有無を定期的に点検し、スラッジ等の堆積を認めた場合、同タンク内の清掃を行うこと。